

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第八号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 中等教育学校 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事及び保健主事
別表第一職員の欄中「又は中学校」を「、中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。
別表第七組織の欄中「及び特別支援学校」を「、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十六年四月一日から施行する。